

令和6年 第1回浅口市農業委員会議事録

令和6年1月15日浅口市役所3階会議室に、浅口市農業委員会を招集する。

招集委員は次のとおり

農業委員12名			農地利用最適化推進委員13名		
議席番号	氏名	出欠	担当区域	氏名	出欠
1	大橋 繁雄	出	金光1	原田 恒明	出
2	渡邊 清志	出	金光2	藤丘 廣志	出
3	友田 陽勝	出	金光2	安田 文彦	出
5	古川 秀昭	出	金光3	友田 一美	欠
6	佐藤 和博	出	金光3	菰口 清司	出
7	柚木 栄蔵	出	鴨方1	吉川 孝之	出
8	虫明 祝典	出	鴨方1	杉本 正彦	出
9	虫明 伸吾	欠	鴨方2	横山 栄治	出
10	山下 康朗	出	鴨方2	西山 富雄	欠
11	渡邊 豊	出	鴨方3	高井 基次	出
12	梶原 めぐみ	出	鴨方3	山下 眞治	欠
13	岡田 直樹	出	寄島1	村上 宏一郎	出
			寄島2	大島 明敏	出

事務局

事務局長 田中 太志

書記 谷口 輝昭

会議に付した議案等

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議事

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 農用地利用集積計画について

日程第4 報告事項

報告第1号 農地法第18条の規定等による合意解約通知について

日程第5 その他

- ・ 次回の委員会（令和6年2月15日（木））

開会（午後4時30分）

議長 それでは、これより令和6年浅口市農業委員会を開催いたします。
ただいまの出席委員は11名で定足数に達しており、また推進委員は10名の参加
であります。

日程第1、議事録署名委員の指名を行います。
本日の議事録署名委員は、浅口市農業委員会会議規則第12条第2項の規定によ
り、議長において11番渡邊委員、13番岡田委員を指名します。

日程第2、会期の決定についてを議題とします。
会期は本日1日としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

委員 異議なし声

議長 異議なしと認め、会期を本日1日とします。

日程第3、議事に移ります。
ここで事務局が発言を求めていますので、これを許可します。

事務局 失礼します。申し訳ないんですけども、議案書の訂正ということをお願いしたい
んですけども、4ページ目になるんですけど、4ページ目の上のところの議案の号数
が抜けておりまして、議案第3号ということで記入をお願いしたいと思います。申し
訳ございません。

以上でございます。

議長 それでは、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題としま
す。

726番の件について、事務局の説明を求めます。

事務局 失礼します。議案書は2ページになりますのでお開きください。
議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）。令和6年
1月15日提出。

番号726、鴨方町小坂東、田、1,081平米。譲受人は、〇〇〇〇。譲渡し人
は、〇〇〇〇。譲受けの理由は増反、譲渡しの理由は労力不足です。譲受人は、取得
に必要な許可要件を満たしていると考えられます。よろしくお願いたします。

議長 次に、8番虫明委員、補足説明をお願いします。

委員 8番の虫明です。
地図のほうは1、2ページでございます。現地は鴨方西小学校の西側に位置してお
ります。この物件なんですけど、これまでも譲受人のほうで管理をしておいた土地で
ございます。譲渡し人は〇〇〇〇のほうにおいて、こっちのほうへもう帰ってくる意向
はないということで、ちょうど譲受人の家の前の土地ということで今回話がまとま
ったようです。特に問題はないと思われまますので、ご審議のほうよろしくお願いたし
ます。

議長 ただいま説明がありました。
質疑はありませんか。

委員 なし声

議 長 質疑なしと認めます。
それでは、726番の件についてご異議ありませんか。

委 員 異議なし声

議 長 異議なしと認め、許可することに決定いたします。
続きまして、730番の件について、事務局の説明を求めます。

事務局 失礼します。番号730-1、鴨方町六条院東、田、279平米。同じく2、鴨方町六条院東、田、826平米。譲受人は、〇〇〇〇。譲渡し人は、〇〇〇〇。譲受け、譲渡しの理由は贈与です。譲受人は、取得に必要な許可要件を満たしていると考えられます。よろしく願いいたします。

議 長 次に、11番渡邊委員、補足説明をお願いします。

委 員 11番の渡邊です。
この案件の場所は、新しく国道2号線が四条原のほうにできておりますが、その高架橋のすぐ南側に当たります。譲受人のほうが以前から管理されておまして、譲渡し人が高齢のため、このたび贈与することになったようです。問題ないと思われます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 ただいま説明がありました。
質疑はありませんか。

委 員 なし声

議 長 質疑なしと認めます。
それでは、730番の件についてご異議ありませんか。

委 員 異議なし声

議 長 異議なしと認め、許可することに決定いたします。
続きまして、732番の件について事務局の説明を求めます。

事務局 失礼します。番号732-1、鴨方町六条院西、畑、510平米。同じく2、鴨方町六条院西、田、334平米。譲受人は、〇〇〇〇。譲渡し人は、〇〇〇〇。譲受けの理由は増反、譲渡しの理由は労力不足です。譲受人は、取得に必要な許可要件を満たしていると考えられます。よろしく願いいたします。

議 長 次に、私から補足説明を行います。
位置図については、5、6ページであります。732-1は六条院東里庄線、鷺池南約100メートルのところに位置します。譲受人は少しでも浅口市の農地の荒れたところをなくそうということで頑張っている人物でして、雑木を切ったり草刈りをして元の農地に戻そうと頑張っております。問題はないと思われますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。また、732-2の位置図は次のページになります。鴨方インターができていますが、そこから南西に約150メートルのところに位置しまして、元水田で、管理されておらず、譲受人が732-1と同じように頑張る農地に戻そうとしております。よろしくご審議のほどお願いいたします。
以上です。
ただいま説明いたしました。

質疑はありませんか。

委員 なし声

議長 質疑なしと認めます。

それでは、732番の件についてご異議ありませんか。

委員 異議なし声

議長 異議なしと認め、許可することに決定いたします。

続きまして、736番の件について事務局の説明を求めます。

事務局 失礼します。番号736、鴨方町六条院中、田、670平米。譲受人は、〇〇〇〇、持分2分の1。譲渡し人は、〇〇〇〇、持分4分の1、〇〇〇〇、持分4分の1。譲受けの理由は増反、譲渡しの理由は労力不足です。譲受人は、取得に必要な許可要件を満たしていると考えられます。よろしく願いいたします。

議長 次に、11番渡邊委員、補足説明をお願いします。

委員 11番渡邊です。

この案件の場所は、国道2号線にヤマダ電機さんがありますが、そこから南へ50メートルぐらい行ったところにあります。現在、遊休農地で草が生えております。この土地は〇〇〇〇で相続しております。その〇〇〇〇のうちお二人が遠方、〇〇〇〇ということで管理ができないため、近隣の方に譲り渡すということでありました。私も、これ2分の1というのがよく分からないんですけども、問題ないと思いますのでご審議のほどよろしく願いいたします。

議長 ただいま説明がありました。

質疑はありませんか。

委員 なし声

議長 質疑なしと認めます。

それでは、736番の件についてご異議ありませんか。

委員 異議なし声

議長 異議なしと認め、許可することに決定いたします。

続きまして、737番の件について事務局の説明を求めます。

事務局 失礼します。番号737、鴨方町鴨方、田、810平米。譲受人は、〇〇〇〇。譲渡し人は、〇〇〇〇。譲受け、譲渡しの理由は交換です。譲受人は、取得に必要な許可要件を満たしていると考えられます。よろしく願いいたします。

議長 次に、6番佐藤委員、補足説明をお願いします。

委員 6番佐藤です。

地図は11、12ページです。場所は、鴨方の下水処理場の西約100メートルぐらいのところにあります。これはまた出てくると思いますが、交換のための土地であります。問題ないかと思われまして。ご審議よろしく願いいたします。

議長 ただいま説明がありました。

質疑はありませんか。

委員 なし声

議 長 質疑なしと認めます。
 それでは、737番の件についてご異議ありませんか。

委 員 異議なし声

議 長 異議なしと認め、許可することに決定いたします。
 続きまして、742番の件について事務局の説明をお願いします。

事務局 失礼します。番号742、金光町占見、畑、191平米。譲受人は、〇〇〇〇。譲渡し人は、〇〇〇〇。譲受けの理由は増反、譲渡しの理由は労力不足です。譲受人は、取得に必要な許可要件を満たしていると考えられます。よろしくお願ひいたします。

議 長 次に、2番渡邊委員、補足説明をお願いします。

委 員 2番渡邊です。
 地図は13ページ、14ページになります。ちょっと分かりにくいんですが、金光中学校からちょろっと北のほうへ入って奥のほうになるんですが、大西池という池があつて、そこから200メートルぐらい行ったところですか。この案件は地図でいう〇〇〇〇番地に中古住宅があるんですが、そこをかうので、その隣にある畑をこのたび菜園をするということで購入するということのようにです。譲渡し人と中古住宅の所有者は親子なので、現況は耕作放棄地になつたんですが、今はもうきれいにして畑にするような段取りになっています。特に問題ないと思いますので、よろしく審議お願いします。

議 長 ただいま説明がありました。
 質疑はありませんか。

委 員 なし声

議 長 質疑なしと認めます。
 それでは、742番の件についてご異議ありませんか。

委 員 異議なし声

議 長 異議なしと認め、許可することに決定いたします。
 議案第2号農地法第4条の規定による許可申請についてを議題とします。
 733番の件について、事務局の説明を求めます。

事務局 失礼します。議案書は3ページになりますのでお開きください。
 議案第2号農地法第4条の規定による許可申請について。令和6年1月15日提出。
 番号733、鴨方町六条院中、畑、136平米。申請人は、〇〇〇〇。転用目的は進入路で、施設の概要は〇〇〇〇。農地区分は第2種ですが、目的を達成できるほかの土地はありません。一般基準上も問題はなく、許可要件を満たしていると考えられます。なお、転用後の地目は雑種地です。よろしくお願ひいたします。

議 長 この件については私の担当地区ですので補足説明をさせていただきます。
 733の位置図は、15、16ページであります。5年ほど前に届が出されて、くぼ地で湿地帯だったんですが、そこを造成するのにくぼ地になって便利が悪いという

ことで、それでは埋め立てようと一緒に埋め立ててくださいということで届を出したところであります。持ち主のほうはほとんど管理しておらず、老人ホームのほうがいちじくを植えたりして、草を取ったりして管理しているところであります。この老人ホーム、また内科医院のほうがその通路としてできれば使用させてほしいということで申請が出たものであります。問題ないと思われませんが、よろしくご審議のほどお願いいたします。

ただいま説明いたしました。

質疑はありませんか。

委員 なし声

議長 質疑なしと認めます。

それでは、733番の件についてご異議ありませんか。

委員 異議なし声

議長 異議なしと認め、許可することに決定いたします。

続きまして、735番の件について事務局の説明を求めます。

事務局 失礼します。番号735、金光町八重、田、1, 477平米のうち213平米。申請人は、〇〇〇〇。転用目的は露天駐車場で、施設の概要は〇〇〇〇。農地区分は第2種ですが、目的を達成できるほかの土地はありません。一般基準上も問題なく、許可要件を満たしていると考えられます。なお、転用後の地目は雑種地です。よろしくお願ひいたします。

議長 次に、1番大橋委員、補足説明をお願いします。

委員 1番大橋です。

これは八重のコミュニティーセンターの裏にあります、場所は。それで、コミュニティーの駐車場が狭いということでコミュニティーの裏へ駐車場を広げるということで、何も今は問題ないと思います。審議のほどよろしくお願ひします。

議長 ただいま説明がありました。

質疑はありませんか。

委員 なし声

議長 質疑なしと認めます。

それでは、735番の件についてご異議ありませんか。

委員 異議なし声

議長 異議なしと認め、許可することに決定いたします。

続きまして、739番の件について事務局の説明を求めます。

事務局 失礼します。番号739、鴨方町鴨方、田、785平米。申請人は、〇〇〇〇。転用目的は長屋建て住宅で、施設の概要はほかの土地と合わせてになりますが、〇〇〇〇。地区分は第2種ですが、目的を達成できるほかの土地はありません。一般基準上も問題なく、許可要件を満たしていると考えられます。なお、転用後の地目は宅地です。よろしくお願ひいたします。

議長 次に、6番佐藤委員、補足説明をお願いします。

委員 6番佐藤です。

地図は11、12、先ほどのページになります。その地図の今回の議案の分は左側の土地になります。娘さん夫婦が同居されておりますが、今後この土地の管理は私らできんから、もう住宅地というか、アパートか何かにしたほうがいいんじゃないかというようなことからの申請のようです。ご審議よろしく願いいたします。

議長 ただいま説明がありました。

委員 質疑はありませんか。

委員 なし声

議長 質疑なしと認めます。

委員 それでは、739番の件についてご異議ありませんか。

委員 異議なし声

議長 異議なしと認め、許可することに決定いたします。

議案第3号農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。

738番の件について、事務局の説明を求めます。

事務局 失礼します。議案書は4ページになりますのでお開きください。

議案第3号農地法第5条の規定による許可申請について（所有権移転）。令和6年1月15日提出。

番号738、鴨方町鴨方、田、700平米。譲受人は、〇〇〇〇。譲渡し人は、〇〇〇〇。転用目的は長屋建て住宅で、施設の概要は〇〇〇〇。農地区分は第2種ですが、目的を達成できるほかの土地はありません。一般基準上も問題なく、許可要件を満たしていると考えられます。なお、転用後の地目は宅地です。よろしく願いいたします。

議長 次に、6番佐藤委員、補足説明をお願いします。

委員 6番佐藤です。

これも先ほどの11、12ページの地図になります。最初に出ました737の交換の件ですが、この土地が738の譲受人の土地です。それを最後の交換ということで、一部を残して譲り渡すようなことのようにです。別に問題なかろうかと思われます。ご審議よろしく願いします。

議長 ただいま説明がありました。

委員 質疑はありませんか。

委員 なし声

議長 質疑なしと認めます。

委員 それでは、738番の件についてご異議ありませんか。

委員 異議なし声

議長 異議なしと認め、許可することに決定いたします。

続きまして、741番の件について事務局の説明を求めます。

事務局 失礼します。番号741-1、金光町地頭下、畑、214平米。同じく2、金光町地頭下、畑、230平米。譲受人は、〇〇〇〇。譲渡し人は、〇〇〇〇。転用目的は

一般住宅で、施設の概要は他の土地と合わせてになりますが、〇〇〇〇。農地区分は第2種ですが、目的を達成できるほかの土地はありません。一般基準上も問題なく、許可要件を満たしていると考えられます。なお、転用後の地目は宅地です。よろしくお願いいたします。

議長 次に、2番渡邊委員、補足説明をお願いします。

委員 2番渡邊です。

位置図は19、20ページになります。これは地頭下になるんですが、県道のさつきの里という老人施設があるんですが、そこから北へ200メートルぐらいのところに位置しております。この譲り渡す土地は長年耕作放棄地であったんですが、譲渡し人が今現在〇〇〇〇のほうへ住んでいて、もうこっちへ帰ってくることもないし管理もできないということで売却するという事になったものです。特に問題はないと思います。雨水のほうは裏の用水へ流すとか、下水も通っておりますということで水の関係もきちっと処理できるということのようなんです問題ないと思いますのでよろしくお願いいたします。

議長 ただいま説明がありました。

質疑はありませんか。

委員 なし声

議長 質疑なしと認めます。

それでは、741番の件についてご異議ありませんか。

委員 異議なし声

議長 異議なしと認め、許可することに決定いたします。

続きまして、743番の件について事務局の説明を求めます。

事務局 失礼します。番号743、金光町占見新田、田、593平米。譲受人は、〇〇〇〇。譲渡し人は、〇〇〇〇。転用目的は分譲宅地及び道路で、施設の概要は〇〇〇〇。農地区分は第3種で、用途地域内になります。一般基準上も問題なく、許可要件を満たしていると考えられます。なお、転用後の地目は宅地及び道路または雑種地です。よろしくお願いいたします。

議長 次に、1番大橋委員、補足説明をお願いします。

委員 1番大橋です。

地図は21、22ページです。これ特に問題ないと思います。審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ただいま説明がありました。

質疑はありませんか。

委員 なし声

議長 質疑なしと認めます。

それでは、743番の件についてご異議ありませんか。

委員 異議なし声

議長 異議なしと認め、許可することに決定いたします。

議案第4号農用地利用集積計画についてを議題とします。

事務局の説明を求めます。

なお、〇〇〇〇推進委員が当事者になっておる案件があります。推進委員は農業委員会法第31条の規定による議事参与の制限の対象ではありませんが、公正を期するため、〇〇〇〇推進委員には当該案件の審議が終了するまで退席をお願いいたします。

(〇〇〇〇推進委員 退場)

議長 それでは、お願いします。

事務局 失礼します。議案は5ページになります。

議案第4号農用地利用集積計画につきまして、令和6年1月15日提出。

それでは、説明いたします。

番号32番から37番の6件につきまして、農業者年金の経営移譲年金特例対象農地及び相続税等納付猶予対象特例農地ではございません。また、全て農業従事者も確保されており、農業経営に必要な農機具も所有しております。利用権設定を受ける者は5名、農地は9筆です。更新が2筆、新規が7筆であり、いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。契約期間は、3年以上6年未満が5件、10年以上が1件となっております。

次に、6ページへ移ります。

1の(1)地目別設定面積につきましては、田7,028平方メートル、畑473平方メートル、計7,501平方メートルです。

以上となります。ご審議よろしくをお願いいたします。

議長 ただいま説明がありました。

質疑はありませんか。

委員 なし声

議長 質疑なしと認めます。

それでは、この件についてご異議ありませんか。

委員 異議なし声

議長 異議なしと認め、承認することに決定いたします。

〇〇〇〇推進委員に入室をしてもらってください。

(〇〇〇〇推進委員 入場)

議長 〇〇〇〇推進委員に報告します。

議案第4号は承認されました。

以上です。

日程第4、報告事項に移ります。

報告第1号農地法第18条の規定等による合意解約通知についてを議題とします。

事務局からの説明を求めます。

事務局 失礼します。議案書は7ページになりますのでお開きください。

報告第1号農地法第18条の規定等による合意解約通知について。令和6年1月1

5日提出。

番号731、鴨方町六条院西、田、334平米。借受人は、〇〇〇〇。貸出人は、〇〇〇〇。合意年月日、引渡し年月日は、令和5年12月1日です。

番号734、金光町八重、田、1,477平米。借受人は、〇〇〇〇。貸出人は、〇〇〇〇。合意年月日、引渡し年月日は、令和5年12月13日です。

以上でございます。

議長 ただいま説明がありました。

質疑はありませんか。

委員 なし声

議長 質疑がないようですので、報告を受けたこととします。

日程第5、その他に移ります。

事務局から報告等がありましたらお願いいたします。

事務局 ①利用意向調査について

②最適化活動のアンケートの回収・手帳の配布について

③農業委員の改選に伴う用紙について

④次回の農業委員会について

議長 それでは、以上で本日の委員会は閉会とします。

ご苦労さまでした。

閉会（午後4時55分）

上記顛末を記載した者は書記谷口輝昭であるが、その内容が相違ないことを証するためここに署名する。

令和6年1月15日

浅口市農業委員会長

⑩

同 委 員

⑩

同 委 員

⑩